

社会法判例研究(第一一回)

木村, 茂喜
九州大学大学院法学研究科博士課程

社会法判例研究会
九州大学大学院法学研究科博士課程

<https://doi.org/10.15017/2091>

出版情報 : 法政研究. 64 (3), pp.147-161, 1998-01-21. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

社会法判例研究（第一一回）

社会法判例研究会

障害基礎年金と通算老齢年金の併給調整の憲法適合性と
信義則——国民年金障害基礎年金支給停止処分取消各請求事
件（宮岸年金訴訟）

東京地裁平成九年二月二七日判決、平成六年（行ウ）第
一一一・一一二号、国民年金障害基礎年金支給停止処分
取消各請求事件、棄却、賃金と社会保障一一九九号四六
頁・判例時報一六〇七号三〇頁

【事実の概要】

一 原告Xは、大正一四年三月三十一日にI県で出生した
が、昭和三十一年、交通事故で左下肢大腿部を切断した。
二 Xは昭和四九年三月一日、昭和六〇年法律第三四号
（以下「本件改正法律」）による改正前の国民年金法（以下

「旧法」）に基づく障害福祉年金の受給権を取得し、また昭
和六〇年六月二〇日付けの被告Yの裁定で、同年三月三〇
日に本件改正法律による改正前の厚生年金保険法上の通算
老齢年金（以下「厚年通老」）の受給権を取得したものと
された。

三 昭和六一年四月一日、Xが受給していた障害福祉年
金は、本件改正法律による改正後の国民年金法（以下
「法」）の障害基礎年金（以下「本件障害基礎年金」）に裁
定替えになった。従ってこの時点で、本件障害基礎年金は、
厚年通老の支給額相当分について支給停止となるにもかか
わらず、これ以後もXに対して厚年通老とともに本件障害
基礎年金の全額支給が継続された。

四 平成二年三月六日、XはM社会保険事務所での住所
変更手続の際に初めて、窓口担当者から年金過払いの事実
を指摘された。Yは平成二年六月一五日付けで、Xに対し、
本件障害基礎年金につき、昭和六一年四月分にさかのぼっ
て厚年通老相当額の支給を停止する処分（以下「本件第一
処分」）をした。またYはこれに伴って、Xに対して昭和
六一年四月以降も全額支給されていた本件障害基礎年金の
うち一八〇万二五〇〇円が過払金となったとして、法二一

条二項によって平成二年六月支払期以降の本件障害基礎年金について支払調整（以下「旧支払調整」）を実施した。

五 Xは、平成二年三月三十一日に六五歳に達し、旧法による通算老齢年金（以下「国年通老」）の受給資格を取得したが、本件障害基礎年金の受給により、支給停止の状態にあった。Xは、平成三年四月一〇日付けで、国年通老に係る支給停止の解除を申請し、Yは、平成三年七月一五日付けで、平成二年四月分にさかのぼって国年通老の支給停止を解除したが、同時に、本件障害基礎年金につき、平成二年四月分にさかのぼって全額の支給を停止する処分（以下「本件第二処分」、本件第一処分と併せて以下「本件各処分」）をした。またYはこれに伴い、Xに対して一部支給されていた平成二年四月から平成三年五月分までの本件障害基礎年金一五万四九八六円が過払金になったとして、法二一条一項によって右過払金を国年通老の内払いとみなし、同条二項によって、上記の過払金と併せて平成三年七月支払期以降の国年通老について支払調整（以下「新支払調整」、旧支払調整と併せて以下「新旧支払調整」）を実施した。

六 Yは、平成三年一二月一七日付けで新旧支払調整を

撤回し、平成四年一月一六日付けで、新旧支払調整により支払調整済みの本件障害基礎年金（八万五九二六円）及び国年通老（四六万一〇〇〇円）について、Xに返納する手続をした。併せてYは、同日付けで、国の債権の管理等に関する法律一三条により、Xに対し、改めて本件各処分に係る過払金二〇四万三四一二円につき、納入期限を同年二月四日として納入の告知をした。

七 これらの処分によって、X世帯の年金収入は平成二年七月以降生活保護基準以下となり、この状態はXの妻が障害厚生年金と同基礎年金の受給を開始した平成六年初めまで継続した。これに対してXは、国民年金法及び厚生年金保険法の年金の併給調整を定めた各規定は憲法二五条等に違反し、またこれに伴う本件各処分は憲法二五条等及び信義則に違反すると主張して、本件各処分の取消を請求し、審査請求手続を経て提訴したのが本件である。

【判旨】 棄却

一 (1) 『健康で文化的な最低限度の生活』という概念は、極めて抽象的・相対的なものであって、「その具体化に当たっては「多方面にわたる複雑多様な、しかも高度の専

門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断が必要とされ、また立法院は「我が国の法制度全体を通じて憲法二五条の趣旨を実現していくことが要請されているものであって」、「具体的にどのような立法措置を講じていくかの選択決定は、立法院の広い裁量に委ねられているものというべきである（最高裁昭和五十一年（行ツ）第三〇号、同五十七年七月七日大法院判決・民集三六卷七号一一三三五頁参照）」。

これを現在の法制度に照らして考慮すれば、「個々の国民の最低生活は、…各法制度に基づく諸施策の総合によって実現される」。なお、「生活保護以外の社会保障又はXの主張する社会手当をもって最低限度の生活を維持すべしとすることは、経済的に繁栄した国家の理想であって憲法二五条の目指す方向にも一致するものということはできるが、現在の法制度の下において、法に基づく権利として構成することはできない」。

(2) 憲法一四条は、「国民に対し絶対的な平等を保障したものであるが、差別すべき合理的な理由なくして差別することを禁止している趣旨と解すべきであるから、事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱いをするこ

とは、右規定の否定するところではないというべきである（最高裁昭和三十七年（オ）第一四七二号、同三十九年五月二七日大法院判決・民集一八卷四号六七六頁参照）」ところ、「費用の相当部分について国庫負担が行われる政令所定の公的年金の受給が本件障害基礎年金の支給停止事由となること：については、本件障害基礎年金の性質上、制度上の合理性が認められる」。

二 (1) 公的扶助的色彩の極めて強い障害福祉年金から裁定替えされた本件障害基礎年金も、障害福祉年金と同様の趣旨を有することから「当然に、憲法上生活保護と本件障害基礎年金との選択権を認めなければならないとの結論が導き出せるものではなく」、また、「長期間の拠出とこれに対応する終身給付を柱とし、安定性が不可欠というべき年金制度の運用において」、「保険主義の下で拠出者相互間の公平という観点が無視できないこともまた明らかであるから」、本件処分が憲法二五条ないし一三条に違反するとまでいうことはできない。

(2) 「本件各処分は、支給停止事由の発生したこと及び支給停止事由の発生後の支給停止部分につき支給根拠がないことを確認する処分であって」、処分をするか否か及び

その内容について裁量の余地はなく、また、「支給停止事由が存在すること及びその効果について誤解がないよう説明することが相当であるとしても、支給停止事由の存在が明らかとなった場合に更に告知、聴聞等の手続をしなかったことが、適正手続に違反するものということはできない」。

三 (1) 本件処分又はこれに引き続き新旧支払調整は、受給権の法的効果を制限する侵害的処分であるが、「年金裁定により付与された権利の一部を制限し、実質的に受給権の一部取消しと同視できることからすれば、法的根拠を欠く併給状態がそれ自体で、又はその他の事情によって右併給を適法とする公的見解の表示と同視することができ、かつ、当該処分の公益性と右表示に対する信頼により国民が得た利益及び処分によって生ずる右利益の侵害の程度とを比較考量して、処分の効力を認めることが公共の福祉の要請に照らしても著しく不当であると認められるときは、信義則の適用により処分は違法と評価されることになるというべきである」。

(2) 本件各処分については、「本件改正法律の施行後も本件第一処分までの約四年間にわたって厚年通老と障害基

礎年金の併給がされたことにより、右併給が適法であるとXが誤信したことにXの責に帰すべき事情はないというべきであり、右併給継続はXにその受領に理由があることにつき信頼を与える公的見解と同視することができる。そして、Xが右既払金を生活のために費消したことは、右金員の支払が正当であるとの信頼によるものということができ、右費消によりXにその利益が残存していないことも優に推認できるのであるから、本件第一処分に従って既払分の一八〇万円余の返還を請求することは不可能を強いるに等しく、「Xに右過払金の返還を余儀なくさせる処分は、公共の福祉の要請に照らしても著しく不当というべきである」。

「しかし、本件第二処分は、国年通老の受給資格を肯定することの反面として障害基礎年金の支給を停止するものであって、「国年通老と障害基礎年金の併給を可能とする公的見解が表示されたと解すべき事情もないというべきであ」り、また、「本件第二処分以降も、障害基礎年金の支給をすべしとすることは、旧法から承継された同一年金体系内での併給調整という方針に反するものであって、抛出者間の公平にも反する結果となるものであるから、本件第二処分以降の障害基礎年金の停止状態をもって信義則に反

するものと解することはできない」。もつとも、「本件第一処分は、支給停止事由の存在の確認と法的支給根拠の喪失を宣言するものであって、既にされた過払分についての返還又は調整は、別に履行督促（国の債権の管理等に関する法律一三条二項）あるいは支払調整によることになるから」、「本件併給調整規定そのものが有効であり、それに制度上の合理性がある以上、既に検討したXの信頼は右過払分の返還又はこれに代わる支払調整を違法ならしめるに止まるものであって、本件第一処分について、これを取り消すべき違法はないというべきである」。

【評釈】 判旨の結論に賛成

一 本件の争点は、(1)本件併給調整の憲法二五条及び一四条との適合性、(2)障害福祉年金から本件障害基礎年金への裁定替えから本件各処分ならびに新旧支払調整に至る一連の手続過程についての憲法二五条、一三条及び三一条との適合性、及び(3)一連の手続過程についてのYに対するXの信頼は保護に値するか、の三つに大別できる。

二 (1) 争点(1)の本件併給調整規定の憲法二五条との適合性について、併給調整の憲法適合性について争った従来

の判例は、一般に広範な立法裁量を認めている。そもそも立法裁量とは、「法律の合憲性判断が求められたとき、裁判所がその法律の制定にあたって行なった立法府の政策判断・決定を尊重し、独自の判断を加えることを控える手法である」（戸松秀典「堀木訴訟最高裁判決と立法裁量論」ジュリスト七七三号一七頁）とされている。本件判旨も引用している堀木訴訟最高裁判決（最大判昭五七・七・七、民集三六卷七号一二三五頁）では、立法裁量の根拠として、憲法二五条を立法として具体化するには、国の財政事情を無視できず、また複雑多様で高度な専門技術的考察とそれに基づいた政策的判断を必要とする、とする。本件も基本的にはこの流れを踏襲しているが、学説及び裁判所の見解のいずれにおいても、憲法二五条の裁判規範性は否定されていないので、本件では、Xが主張している、本件併給調整規定に係る憲法二五条についての個別具体的な問題点について、それぞれ詳細な検討を加えている。

Xは、本件併給調整規定が所定の要件に該当すれば対象となる個々の受給者の生活状況を考慮することなく一律に併給調整することを規定したものであり、憲法二五条が規定する生存権の具体化についての立法裁量を踰越した不合

理な規定であるので、同条に反し、違憲無効であると主張する。具体的にXは①基礎年金の最低生活保障性、②「二重三重の保障」の不合理性、③無拠出制を根拠とすることの不合理性、④財政事情を根拠とすることの不合理性、⑤生活保護制度の存在を根拠とすることの不合理性、⑥拠出制年金部分に係る支給停止の不合理性（本件第一処分について）、及び⑦障害福祉年金受給者にとつての併給の重要性、を主張している。

本件判旨の本件併給調整規定の趣旨について、本件判旨と同様、厚生省の見解では、わが国における年金制度は老齢、障害または死亡などの稼得能力の喪失または減退の原因となる定型的事故が起こった場合についての所得保障を目的とするが、同一人に二以上の給付事由が生じて、それにより二つ以上の給付が重複する場合、「事故が二以上重なったとしても、稼得能力の喪失又は減退の程度が比例的に加重するとは必ずしもならず、社会保険制度の目的から見て、それぞれの保険給付を行うことは適切とはいえない」（厚生省年金局年金課他監修『厚生年金保険法解説（改訂版）』（社会保険法規研究会、一九九一年）五〇四頁）とする。ここで同一人に二以上の給付事由で併給が認めら

れる場合としてXが例示するのは、(i)老齢基礎年金と遺族厚生年金、(ii)障害が加重した場合の併合障害、及び(iii)戦争公務による障害等を支給事由とする年金給付と障害基礎年金である。これらのうち、(iii)については、本件判旨でも引用されているが、戦争公務による障害等を支給事由とする年金給付については、戦争犠牲者に対する国の精神補償的要素を勘案して、障害福祉年金と戦争公務による公的年金との差異を認めた判例がある（最二小判昭五七・一二・一七、訟月二九卷六号一一二一頁参照）ことより、本件と単純に比較することはできない。また(i)については、各法の規定及び本件判旨で論じた二階建て年金の趣旨によるほか、もともと被保険者または老齢厚生年金の受給権者の死亡によつて受給権が発生する遺族厚生年金は、死亡した者の拠出が受給の根拠として存在し得るので、一定の調整があるものの、保険原理上併給に合理性があるといえる。さらに(ii)については、Xの主張する「加重に見合った程度の併給」ではなく、併合された障害によつて新たに障害等級を定め、その一つの併合認定による障害基礎年金の受給権が発生するので、従前の障害基礎年金の受給権は消滅すると一般に解されている。

老齢と障害という保険事故の重複についての本件併給調整規定に関しては、判旨では、老齢及び障害の加重性については、「立法論として」老齢及び障害による加算類型を設けることが検討され得るとしても、本件併給調整は必ずしも立法裁量を逸脱し不合理であるとは認められないとし、Xの老齢または障害を理由とする特別の出費は重複しないという主張に対しても、憲法二五条の要請は他の社会福祉制度および他の諸施策との総合によって満たされることを前提として構築される公的年金制度という観点から、定型的な所得保障以上に個別的な需要の必要性に基づく給付を求めることは困難であるとする。移動、通信等にかかる出費に代表される、障害を理由とした日常生活上の特別の負担は、社会福祉制度等のカバーする範疇には必ずしも包含されないものも多いので、その特別の負担に対応するものとしての当該受給権者の障害の程度に応じた定額の加算について、老齢及び障害の加重性に加えて「立法論として」の検討が考えられなくもないが、結論的には、先の老齢及び障害の加重性の場合と同様に、加算を認めないことが立法裁量を逸脱し不合理であるとは認められないとされるであろう。よって、本件併給調整規定について憲法適合

性ありとする判示は妥当であると解される。

また、本件障害基礎年金について、Xは、無拠出でかつ資力調査を伴わない社会手当としての性格を有するとし、無拠出ゆえの本件併給調整は合理性がないと主張する。しかし、わが国の年金制度は、拠出を重要な給付要件としているものの国庫負担の割合が大きく、また本件障害基礎年金のような無拠出制の給付はそれを補完する地位にあることから考えると、国の財政事情は無視できず、また、併給調整の合理性の有無についても、広範な立法政策上の判断に委ねられざるを得ないとする判示は一般論として妥当であろう。

さらに、生活保護制度との関係についても、Xは生活保護制度の「制度的欠陥」を指摘し、年金によって最低限度の生活を保障すべきとも主張する。しかし、年金や生活保護制度をはじめ、社会保障制度全体で総合的に最低限度の生活を保障することが「憲法二五条の目指す方向」であることを考えると、生活保護制度は必ずしも不要ではなく、またXのように、併給調整規定の適用の結果生活保護を受けることを余儀なくされたとしても、生活保護制度の運用面の問題点については、社会保障制度の全体的見地から考

察すべき問題であり、それだけをもって本件併給調整が不合理であるとはいえないとする判示に疑問はない。

(2) 本件併給調整規定の憲法一四条との適合性について、社会的身分としての老齢年金を受給できる地位における差別の合理性が問題となる。Xは先に述べた他に年金給付を受けている者に加えて、他に所得のある者とも不合理に差別されていると主張する。憲法一四条の合理性の判断基準は、救済を求める利益は本人の生活にとって重大であるので、このような事情を考慮して法律の目的や手段が合理的であるかどうか立ち入って判断されるのが望ましいとも考えられるが（前掲戸松一八頁参照）、実際は堀木訴訟最高裁判決をはじめとして、併給調整に関する訴訟においては、憲法二五条と結び付けて判断し、結論として制度の合理性を認める事例が多い。この点については本件判旨も同様であり、本件併給調整規定が老齢年金受給者とそれ以外の年金受給者とを合理的理由なく差別していないとする。問題の個別性という社会保障訴訟の性質より、憲法二五条の判断に依拠した単なる制度上の合理性で判断するだけではなく、当該受給者にとって合理性を有するかどうか判断する余地は考えられようが、拠出に基づく定型的な給付が原則

である年金給付については、この判断の余地は少なくともざるを得ず、結論的には不合理ではないとした判旨は妥当であると解される。

三 (1) 争点(2)の本件各処分憲法適合性については、憲法一三条に関しても、社会保障に関する事件については、憲法二五条及び一四条違反とともに主張されることが多く、よって、憲法一三条についてはあまり論じられないことが多い。生活保護を受けることを余儀なくさせた本件各処分は、個人の尊重という点から考えると問題なしとはしないが、社会保障訴訟では、社会権についての根本規定である憲法二五条に加えて、もともと補完的な保障としての性格を有するとされる憲法一三条を用いて判断する余地はほとんどないであろう。なお、Xは憲法二五条及び一三条に基づき、社会保険とともに受給する給付として、公的扶助と社会手当としての障害基礎年金との選択権を主張しているが、これについては、確かにどちらの給付とも拠出を必ずしも受給要件としていないが、資力調査を伴い、補足的に提供される公的扶助と、資力調査のない定型的な給付を原則とする年金制度といった、根本的な性質の相違があることから考えると、そもそもそれぞれの制度の本質から考え

ても無理があり、これについて疑問を挟む余地はない。

また、本件各処分は憲法三一条との憲法適合性については、社会保障においてこの規定が問題になった事件は見当たらない。一般には、「行政処分により制限を受ける権利利益の内容、性質、制限の程度、行政処分により達成しようとする公益の内容、程度、緊急性を総合考量して決定されるべきものである」（最大判平四・七・一、民集四六巻五号四三七頁）とされ、広い裁量を認めている。本件に則して考えると、Xは適正手続を履践しなかった瑕疵が本件各処分は、本件各処分は、裁量の余地がなく、支給停止事由の存否の確認の端緒も届出に限定されず、また告知・聴聞等の手続義務がYになかったことなどにより、適正手続に違反しないとされる。しかし、規定がないからといって不利益変更に伴う手続を軽視することはできないのであり、生存権保障の一環としての手続として考察すると、併給調整及び支払調整によってXが受ける打撃への配慮がYに不足していることは否めないようであるが、これについてはむしろ後述する信義則違反の要素になろう。また前掲最高裁判決の判旨に沿うと、手続義務のないことをもつ

てYに対して違憲を主張するのは困難であろう。よって、本件各処分は憲法三一条の憲法適合性についても、憲法上の他のプログラム規定と同様に、広範な裁量権を認めており、手続規定の瑕疵をもって憲法違反とはしない判示は妥当であると解される。

(2) 争点(3)の信義則違反についてであるが、一般に、違法な授益的行政行為の取消が制限されるためには、違法な授益的行政行為が存在し、かつそれに対して相手方の信頼が存在しなければならぬし、さらに、この信頼に基づく利益が取消を求める公益と比較考量して勝る場合にのみ、その信頼は法的保護に値し、したがって違法な行政行為の取消は許されないとする（乙部哲郎「行政行為の取消と社会保障法」神戸学院法学一二巻四号五四〇頁以下参照）。

(3) 上記の学説の要件を用いて、本件に則してそれぞれ具体的に考えてみると、まず本件における、Xに対する法的根拠のない各年金の併給は違法な授益的行政行為に当たるといえる。併給がそのまま継続されるといふ状態となつては、適法に行われる支払調整処分という行政行為の不作為のゆえに併給がそのまま継続されるといふ状態となつては、Yは、支分権を発生させる独自の行政行為は

存在しないと、授益的行政行為の取消の事例には当たらないと主張しているが、これについてはXが年金給付を実際に受給してきたことより、支給裁定と同時に支分権自体は発生しているので、本件は授益的行政行為の取消の事例に当たると考えてよいであろう。問題は授益的行政行為の違法性であるが、判旨では、法的根拠を欠く併給状態をそれ自体で、又はその他の事情により併給を適法とする「公的見解の表示」と同視するとしている。本件では、Xに対して四年間もの間併給がなされたという事情を斟酌すると併給を適法とする「公的見解の表示」自体があったとすることに問題はないであろう。よって、本来行なうべき併給調整処分の不作為の状態に基づいて、併給を適法とする「公的見解の表示」がなされた結果、違法状態となったということは、違法な授益的行政行為の存在と同様の状態にあると考えるも差し支えないであろう。

相手方の信頼の存在については、(i)受益者（本件においてはX）が行政行為の違法性を知っていたか、または重過失により知らなかったとき、(ii)詐欺・脅迫または賄賂により行政行為を得たとき、及び(iii)故意・重過失により重要な関係において不正確または不完全な申立に基づいて行政行

為がなされたときは、信頼は存しないとする（乙部前掲五四三頁参照）。これを本件に則して考えると、本件障害基礎年金と厚年通老との併給について、Xは市及び県の窓口で説明を聞きに訪れているが、X自身は本件併給調整の可能性を知らなかったと「推認」されている。その可能性を知らなかったのは、当時Xに対処した窓口職員が誤った、もしくは不十分な説明をしたからなのか、または適切な説明が職員からなされたもののXがそれを理解できなかったからなのかは不明である。また、I県はXに「公的年金受給申立書」を三回に渡って郵送しているが、いずれもXからの回答がなかったとされている。これについても、Xがその「申立書」の内容を理解できなかったのか、それとも「申立書」自体が届かなかったのかも不明である。これらの点から判断すると、上記の(ii)には当然該当しないし、(i)及び(iii)についても、年金制度自体の複雑さ、XとYがそれぞれ有する年金制度についての知識ならびに情報量の多寡から考えるに、併給調整規定を知らなかったことについて、Xに重過失ありとするのはXY間の均衡を著しく失することになるであろう。よって、Xの信頼を「推認」する判旨はとりあえず妥当であると考える。ただ、Xが本件併給調

整を知らなかったことについて、XとYのどちらがその責を負うか判断するには事実認定に曖昧な部分が多く、Xの信頼の存在をより明確に認定するには、より精緻な認定とそれに基づく検討が必要であったと思われる。

また同時にここでは、YがXに対して併給調整についての適切な情報を与えたかどうかも問題となる。わが国の社会保障法制には、ドイツ社会法典総則に規定されている社会保障の運営者の説明・助言・教示の各義務が明記されている法規は存在しないが、判例では、児童扶養手当の広報及び周知徹底について担当行政庁の法的義務の存在を認められたものがある（京都地判平三・二・五、判時一三八七号四三頁。ただし控訴審（大阪高判平五・一〇・五、訟月四〇巻八号一九二七頁）では担当行政庁の法的義務が否定される）。仮にYがXに適切な情報を与えなかったとすると、信頼の推認そのものには影響しないが、公益との比較考量について信頼保護の判断要素になり得る。

信頼に基づく受益者の利益と公益との比較考量については、個別事案における事情がどうかによるが、一般に信頼保護に値するかどうかは、年齢等の個人的事情、当事者の金銭的利益、違法な行政行為がなされるに至った原

因ならびに責任の程度、取消を行う際の行政上の負担などを考慮することになるとされる。またドイツ社会法典第一〇編四五条二項二文では、「受益者が与えられた給付を費消したとき、または、もはや原状に復することができないか、もしくは期待不可能な損失のもとでのみ原状に復することができると規定されている。本件判旨は、信義則の適用は「租税法規の適用における納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該行政処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ、正義に反するといえるような特別の事情が存する場合」に初めて考えるべきであるとする課税処分についての判例（最三小判昭六二・一〇・三〇、訟月三四巻四号八五三頁）を踏まえた上で、処分の公益性と信頼によって生ずる利益の侵害とを比較考量して、処分の効力を認めることが公共の福祉の要請に照らしても著しく不当であると認められるときは、信義則の適用により処分は違法であると評価されるとする。

比較考量の具体的判断については、恩給法に基づく扶助料の支給裁定に関する事例において、「受給権の要件を具備していることを公の権威をもって確定し宣言する確認行

為にすぎず、これによって受給権が賦与されるわけではないのであるから、受給権者でない被控訴人に対して誤って支給裁定がなされたからといってその故に実体上被控訴人に受給権が生ずることになるものではなく、したがってまた、それが取り消されたからといって既得権の侵害が問題となる余地はないのであって、ただ、法律上保持されることとの是認されない事実上の利益が奪われる結果となるにすぎない」とし、違法な支給裁定を取消することなく放置することは公共の福祉の要請に照らし著しく不当であるとするものの、被控訴人の生活状況に着目したところ、既にその扶助料は費消してしまっているため、被控訴人の受けた利益は既に現存しないとして、国の返還請求を認めなかった事例がある（高松高判昭四五・四・二四、判時六〇七号三七頁）。本件の場合においては、本件各処分の公益性は否定されないものの、Xの受けた利益は既に費消されてしまっており、またとりわけ本件第一処分に係る一八〇万円あまりの既払分の返還をXに求めることは事実上不可能であり、またその強制により資産、健康等の調査を甘受すべき地位（＝公的扶助）に置かれることを考えると、過払金の返還を余儀なくさせる処分は公共の福祉の要請に照らし

著しく不当であるとする。これらの事件を比較すると、受益者を保護する要件について、既得利益の費消という点では両者とも共通しているが、「公共の福祉の要請」との関係について、前掲高松高裁判決は、「公共の福祉の要請」を法律秩序の維持の論拠とし、返還請求できない根拠を専ら扶助料の費消という事実に求めているが、本件は、Yに対するXの信頼の結果としての既払分の費消という状態で返還を求められる不利益と「公共の福祉の要請」との比較考量を重視してその結果返還請求を不当であるとしている。このように、受益者の利益の根拠としての行政に対する信頼を明確にしている点で、本件の論拠は違法な授益的行政行為の受益者に対する保護の一般的基準となり得よう。またこのような論拠を用いて、公的扶助を受けることを余儀なくさせる処分を不当と判示した本件は、社会保障の手續過程における受益者の救済の可能性及びその要件を明確にした点で注目に値すると考える。

しかし、本件第二処分については、Xの国年通老の支給停止解除申請に基づいてなされたものであり、本件事実には照らすと、併給が可能であるというXのYに対する信頼はなく、併給可能であるという公的見解もなかったことから、

本件第二処分とそれに伴う支払調整は合理性があるとする判示に疑問はない。

前掲高松高裁判決が、特段の事情のない限り被控訴人への扶助料支給決定取消処分そのものは妥当であるとしているように、本件でも、本件第一処分と過払分の返還またはこれに代わる支払調整は別個のものであるとする。本件について、判旨で著しく不当であるとした「過払金の返還を余儀なくさせる処分」は、本件第一処分に係る過払分の返還を請求する処分であり、具体的には旧支払調整及び国の債権の管理に関する法律に基づく納入告知のうちの本件第一処分に係る部分を指すと考えられよう。なお、旧支払調整については、後に撤回されているからか、Xがその取消を請求していないので、本件判旨において、旧支払調整自体については行政処分としての位置づけが曖昧であるが、審査請求では新旧支払調整を行政処分として扱っているので、旧支払調整を本件第一処分とは別個の行政処分であると考えても差し支えないであろう。

(4) Xが主張している、「相当な期間」の経過による取消権の排除については、判旨では触れられておらず、本件第一処分そのものは有効であるとする。わが国においては

違法な授益的行政行為が期間の経過にかかわらず取消されており、前掲高松高裁判決でも、扶助料の支給決定の取消は支給決定の告知後八年後になされている。わが国には、ドイツ社会法典第一〇編四五条二項のような、違法な授益的行政行為の取消可能な期間についての明確な定めがなく、また前掲高松高裁判決と比べても、本件の四年間という期間が「相当な期間」には当たらないと考えられる。また、本件第一処分と旧支払調整は別個のものであるとすると、本件判旨に則れば、処分が取消されても過払給付の返還義務が当然には発生しない場合があり得るので、「相当な期間」の経過については、受給者の救済にとつてはあまり問題にならないということになる。

(5) 本件各処分による給付の将来的取消については、同一年金体系内での併給調整の方針、拠出者間の公平を理由に、本件第二処分以降の障害基礎年金の停止状態をもって信義則に反するものとは解さないとする。ドイツにおいても原則として違法な授益的行政行為の将来に対する取消の場合には信賴保護が拒否されるが、要保障者の経済事情、当該給付の継続性など、「特別な事情」があれば信賴保護を排除するものではないとしている。換言すると、長期間に

渡る給付の取消によって、改めて受給者が生活保護などの公的扶助の受給を余儀なくされる場合は、将来的取消も受容できないということになる。判例では、勧誘によって国民年金に加入し、保険料を納めて受給資格を満たしたものの、国籍要件を欠くとして国民年金の支給を拒否された在日韓国人について、その者が将来給付を受けられることを期待・信頼して保険料を納めたことは明らかで、このことが法的保護を要請されるとして、老齢年金の裁定却下処分が取消された例がある（東京高判昭五八・一〇・二〇、判時一〇九二号三一頁）が、これについては提訴後国籍要件が撤廃されたこと、原告が既に拠出期間を満たしていたことなどから、これは「特別の事情」によるものであるといえよう。本件の場合、旧支払調整の結果生活保護を受けざるを得なくなったことを考慮すると、本件第一処分については、XがYに対して信頼するに至った原因及びXのYに対する信頼の程度を考えると、本件第二処分がなされるまでの間の将来的取消を認めない余地が考えられなくもないが、本件第二処分以降には、もはや併給が認められるというXの信頼は存在しないと考えられるので、本件第二処分以降の本件障害基礎年金の支給停止については信義則違

反としないとする判旨は妥当であろう。

(6) 傍論の中でしかYのXに対する過払金の返還請求権が認められず、また将来的給付も認められなかったことを理由に、Xは東京高裁に控訴しているが、あくまで傍論のなかであるとはいえ、本件第一処分における過払分の返還請求権をYに認めなかったことで、判示は棄却であっても、実際上はXの請求が一部認容されたとも判断できよう。

本判決の評釈として、

岡田正則「宮岸年金訴訟・東京地裁判決」賃金と社会保障一一九九号四一頁

（参考文献） 本文で引用したもののほか、

堀勝洋『社会保障法総論』（東京大学出版会、一九九四年）

小山信次郎『国民年金法の解説』（時事通信社、一九九五年）

芦辺信喜『憲法』（岩波書店、一九九三年）

佐藤幸治『憲法（第三版）』（青林書院、一九九五年）

園部逸夫「堀木訴訟最高裁判決の法理」ジュリスト七七三三三

三頁

河野正輝「併給調整問題の新たな局面と堀木訴訟」法律時報五

四卷七号一九頁

乙部哲郎「遺族扶助料取消処分と誤支給金返還義務」別冊ジュリスト『社会保障判例百選（第二版）』（有斐閣、一九九一年）一〇二頁

乙部哲郎「西ドイツ社会法典における行政行為の取消撤回」神戸学院法学一二卷三号三二一頁

上田真理「社会保障における返還手続過程と信賴保護」行政社会論集九卷二号一頁

（付記）

本稿執筆に当たって、原告代理人の橋本明夫弁護士より、資料の提供及び電話による貴重なコメントをいただいた。この場を借りて御礼申し上げます。

（木村 茂喜）